

医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1)業務名

医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託

(2)事業目的および事業内容

「医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託仕様書」のとおり

(3)契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3. 予定価格

7,400,000円（消費税および地方消費税を含む）

4. 参加資格

参加業者の参加資格は次のとおりとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- イ 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
- オ 過去10年に道路空間再編または歩行空間創出に係る計画検討業務(概略、予備、詳細等)を1件以上履行していること。(実績要件の確認方法は「8. 実績要件の確認」のとおり)。

【営業種目】

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:役務 中分類:各種調査業務 小分類:都市計画・交通関係調査

※ なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、下記に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手

続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4314

5. 説明会および質問

説明会は開催しない。

なお、下記のとおり文書により質問を受け付ける。

①質問期限

令和8年10月27日（火）12時まで

②質問方法

質問票（様式1）を提出すること。

提出方法は、メールに限る。（必ず電話で到着確認を行うこと）。

電話または口頭による質問は受け付けない。

③提出先

「13. 問い合わせ先」と同じ。

④回答方法

各事業者からの質問をすべてまとめて、令和8年10月28日（水）を目途に、滋賀県ホームページに掲載する。

掲載場所

滋賀県 > ホーム > 県政情報 > 事業者向け情報 > 入札・売却・指定管理 > 入札等に関する質問および回答

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/menu/27520.html>)

6. 企画書等の提出

以下に従い企画書等を作成し提出すること。

- (1) 「4. 参加資格」を満たす者のうち、公募型プロポーザルを希望する事業者は、次の書類を作成し、下記に示す提出期限までに提出すること。

①プロポーザル応募申込書（様式2） 正本1部

②委託業務全体にかかる企画書（任意様式） 正本1部

- ・ A4判、正本1部、ホチキス左上1か所綴じ、任意様式
- ・ 任意様式の枚数の制限はしないが、企画書全体を概ね5枚以下でまとめること。
- ・ 正本には事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者の押印をすること。
- ・ 作成にあたっては、仕様書の委託内容を満たし、かつ、以下の点について当該業務の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。

- (ア) 交通対策の必要性・効果を評価するための独自の工夫
- (イ) 計画概要の策定プロセス
- (ウ) 現時点で想定される各種課題および効果的な対策の立案方法
- (エ) ステークホルダーとの意見交換における後方支援の具体的方法
- (オ) 事業スケジュール
- (カ) 調査報告書の仕上がりイメージ
- (キ) 事業全般にかかる個人情報保護、その他緊急事故等の安全管理計画・実施体制
- (ク) その他、本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取組について簡潔に明記すること

③見積書 正本1部 (任意様式)

A4判、社名と日付を明記+押印すること。

別添仕様書に掲げる全ての業務についてその経費とその内訳、および税額と税込み費用総額を明記すること。

④「4. 参加資格 オ」を満たすことを証する書類 正本1部

実績を証明できる書類を提出すること。

実績が認められない場合は、プロポーザルに参加できない。

⑤受託実績一覧表 正本1部 (任意様式)

受託した当事業と類似する業務を明記すること。

また、主な受託実績の中で、内容を把握できる資料を提出すること。(3点まで)

⑥上記②～⑤の写し

内容は正本と同じ。

※審査用の資料とするので記名押印はせず、提案者名を伏せること。

※提出方法は、データによること。

⑦認定書類等の写し

別添の「医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託公募型プロポーザル 審査基準 評価項目8～12」に該当する場合は、それぞれ認定等を示す書類の写し(提出書類の詳細は、審査基準のとおり)。

※提出方法は、データによること。

(2) 留意事項

- ・ 1者につき1提案とする。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用はしない。
- ・ 提案にかかる一切の費用は参加者において負担すること。

7. 企画書等の提出期限

(1) 提出先および提出方法

提出先については、「13. 問い合わせ先」を参照。

提出方法については、持参または簡易書留郵便とする。

ただし、「6. 企画書等の提出」の⑥および⑦の資料はメールにてデータを送付すること。

(2) 提出期限

令和8年11月2日(月)12時までとする。郵送の場合は同日同時刻必着とし、郵送した旨を必ず連絡すること。

8. 実績要件の確認

①提出期限

令和8年11月2日(月)12時まで

②提出物・方法

実績を証する書類を企画書等と同時に提出すること。

実績要件について、事前確認は行わない。

9. 審査および契約予定者の決定方法

健康医療福祉部 医療福祉連携室(以下「当室」という。)が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、企画書等の審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。総合点の最上位に同点が生じた場合は、最上位のうち、審査会の長による評価が高いものを採用する。また総合点における満点の6割に満たない場合は、契約予定者とししない。なお、審査会で選定された契約予定者は、企画書等の内容について、当室と協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

【審査会】

①審査会

審査会は滋賀県健康医療福祉部医療福祉連携室長を長とし、当室により選出される4名(審査会の長を含む)の委員をもって設置する。

②評価項目および評価点

別添「医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおりとする。

③企画書等に関する質問について

プレゼンテーション審査は行わないが、企画書等に対し県から質問事項がある場合は、令和8年11月4日(水)17時までに質問事項を連絡調整者あてにメールで送付するので、令和8年11月6日(金)17時までに回答すること。なお、本回答につい

ては審査会での審査資料として利用するものとする。

④審査結果の通知

令和8年11月10日（火）頃までに提案者全員に文書で通知する。

10. スケジュール

令和8年10月19日（月）～ 10月27日（火）	質問受付
令和8年10月28日（水）	質問回答
令和8年11月2日（月）	企画書等提出期限
令和8年11月4日（水）	企画書等に関する質問期限
令和8年11月6日（金）	企画書等に関する回答
令和8年11月10日（火）頃	審査結果の通知

11. 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- ・ 提出期限に遅れた場合
- ・ 企画書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- ・ 企画書等に虚偽の記載があった場合
- ・ 企画書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- ・ その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12. その他

- ・ プロポーザルに伴って開示した資料（本実施要領、契約書案および仕様書等を含むがこれらに限られない。以下「開示資料」という。）を全て精読の上、必ず全ての内容を理解した上で参加すること。不明点がある場合には、質問等により全て解消した上で参加すること。
- ・ 企画内容については開示資料の内容を充足および遵守できるものとし、実現可能性を十分に考慮すること。
- ・ 企画書等の提出書類を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- ・ 採用決定後、双方協議の上、企画案を一部修正する場合がある。

13. 問い合わせ先

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉連携室

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3596 ファックス：077-528-4850

E-Mail：ea00@pref.shiga.lg.jp